

武豊町 9 月定例議会

梶田稔議員の一般質問・答弁

注：録音テープから起こしたものです。（文責：梶田 稔）

梶田稔議員質問：私は、先に議長宛提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

第一の質問は、介護保険制度のいっそうの改善・拡充を求める問題についてであります。

介護保険制度が創設されてから 11 年が経過して、間もなく第 4 期事業が終了し、平成 24 年度からの第 5 期事業計画が策定されようとしています。

この間、利用者・事業者からさまざまな改善要望が出され、手直しが実施されたとはいうものの、特別養護老人ホーム入所待機者は、全国で 42 万人を超え、このほど愛知県が行った調査では、要介護度 3～5 の待機者数が 4 月時点で 7442 人に上り、3 年前の調査より 1200 人余増えています。

「特養ホームの定員は増加しているものの、需要に追いついていない実態が明らかになった」と報じられています。

町内特養の入所待機者数は、決算審査の資料によれば、武豊福寿園で 491 人、くすのきの里で 344 人に上っています。

制度創設当初から指摘されていた「保険あって、介護なし」の危惧が現実となっており、ますます深刻の度を増しています。

介護保険法の下で実施されている介護事業の改善・充実は、抜本的な法改正が必要なことは言うまでもありませんが、福祉の充実を責務とする地方自治体の果たすべき役割からも、地方自治体・保険者としてできうる限りの改善・充実に全力を挙げ、介護を必要とする住民とそれを支える事業者の要望に応える必要があります。

第 5 次介護事業計画策定に当たって、住民と事業者の要望に応える内容となるよう、次の諸点について質問します。

まずはじめに、第 5 次事業計画策定に当たって、介護保険料の引き上げは極力抑え、住民負担をこれ以上増やさない措置を講じられたい。

そのためにも、介護給付費準備基金の余剰額および実質収支額（黒字）は、次期計画期間に歳入として繰り入れること。また、介護保険料基準額の第 4 段階以下の細分化と、第 5 段階以上を現行の 8 段階・所得金額 700 万円以上から

さらに多段階にするとともに所得金額1000万円以上とするなど、低所得者に配慮した保険料体系とされたい。

次に、今年6月15日に可決・成立した改正介護保険法では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）」が創設されました。

本町では、どのように具体化されますか。

次に、前項の事業等を遺漏なく実施するためにも、もう1箇所、町南部に「包括支援センター」を設置する必要があると考えますが、見解を伺いたい。

第4に、「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。「軽度者外し」につながる危険があると批判の声が挙がっています。安易な導入は避けるべきと考えますが、見解を伺いたい。

第5に、社会保障審議会介護保険部会は、介護保険を補完するものとして、「高齢者の住まいの整備と介護・生活支援サービスの連携」について報告し、国土交通省・厚生労働省は「高齢者住まい法」を今国会へ提出して、4月27日に可決・成立しました。

高齢者住宅の創設については、3月議会の一般質問で町営住宅の改善に関連して取り上げましたが、法制定を受けて、本町における対応を検討して頂きたいと思っておりますが、見解を伺いたい。

第6に、特別養護老人ホームなどの食費・居住費軽減制度を縮小しないようにされたい。国へも、その旨要請して頂きたいと思っておりますけれども、以上で、第一問目の質問を終了といたします。

町当局の答弁・再質問

羽山芳輝町長答弁：梶田稔議員から、介護保険制度の改善・拡充について、6点のご質問をいただきました。

私からは、1点目の低所得者に配慮した保険料体系についてのご質問にご答弁を申し上げたいと思っております。

第五期の介護保険料改定等につきましては、本町の介護保険運営協議会で現在ご審議をいただいているところであります。高齢化が進む中、介護給付費等が毎年高い伸びを示しております。サービスの質の確保を図りながら、給付と負担のバランスを確保していくことは、大変難しい課題であります。

そうした中で、介護保険料につきましては、できる限り抑える方向で取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の、実質収支につきましては、国県支出金等の清算後の残高を介護給付費準備基金に積み立てをしております。そして、第五期の介護保険料の積算

につきまして、第四期と同様、介護給付費準備基金を国の方針に基づきまして、負担軽減の財源として繰り入れる方向で考えてまいります。

次に、第五期の介護保険料の段階についてであります。

第五段階以上の多段階については、負担能力に応じた保険料を賦課する観点から、今回の介護保険事業計画策定の中で検討していく予定であります。

また、第四段階以下の細分化につきましては、国から詳細が示され次第、検討していく予定であります。

私からは、以上であります。他のご質問につきましては、それぞれ担当からご答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

小坂延夫厚生部長答弁：続きまして、小項目の2、定期巡回・随時対応型の訪問介護が創設されるけれども、本町ではどのように具体化するか、であります。

法改正により、平成24年4月から24時間対応の定期巡回・随時対応サービスが創設されます。この制度は、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じ、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の介護を行う定期巡回・随時対応サービスであります。

このサービスにつきまして、町内の介護保険事業所へのアンケート調査を実施をいたしました。が、いまのところ具体的に参入を予定している事業所はありませんでした。

採算面や夜間の従事者が確保しづらいこと等が課題として挙げられました。

現在、国からこの制度の詳細は示されておられません。が、今後の計画策定の中で調査・研究したいと考えております。

続きまして、小項目3、町南部に包括支援センターの設置を、でございますが、前項の定期巡回・随時対応型の訪問介護看護は、訪問介護と訪問看護を組み合わせたサービスであり、民間の介護保険事業者が運営することになります。

地域包括支援センターは、このサービスを直接運営するのではなく、サービス情報の収集、発信等をしていくことになると考えております。

地域包括支援センターの設置の圏域につきましては、国の通知によりまして、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における生活圏域との整合性に配慮し、もっとも効果的かつ効率的な業務が行えるよう市町村の判断により圏域を設定するものとなっております。

本町では、人口、地理的条件、人材の集積等から、生活圏域を町全域で1圏域として設定をしております。従いまして、包括支援センターは、町内に1箇所を設置となっております。

現段階では、南部地区に設置する予定はありません。

続きまして、小項目4、介護予防・日常生活支援総合事業の導入についての見解は、でございます。

法改正によりまして、平成24年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されます。

この事業は、市町村の地域支援事業として、要支援者や二次予防事業対象者への介護予防や配食、食事を配ることですが、見守りといった生活支援サービスなどを総合的に提供できるようにする事業であります。

この事業を導入するかどうかは、市町村が判断することになります。現時点で、国から事業の詳細がまだ示されておられません。導入の検討につきましては、もう少し時間をかけ、近隣の動向等も勘案しつつ、慎重に調査・研究をし、適切な判断をしてまいりたいと考えております。

続きまして、小項目5、いわゆる高齢者住まい法をうけた本町の対応は、であります。

今回の改正は、日常生活や介護に不安を抱く高齢者単身、夫婦のみの世帯が、特別養護老人ホームなどの施設入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするために、介護と医療が連携したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図っていくことを目的としております。

この高齢者住宅の普及促進を図るため、都道府県に登録制度を創設することとなっております。

また、この高齢者住宅に24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを組み合わせた仕組みの普及を図ることもイメージをされております。

この制度につきましても、現在のところ詳細な情報が国から示されておられません。今後、住宅施策を所管する都市計画課等と連携を取りながら、その対応に当たってまいりたいと考えております。

続きまして、小項目6、特別養護老人ホームの食費・居住費軽減制度を縮小しないようというところでございますが、居住費等の課題につきましては、国の社会保障審議会介護保険部会等でも論議されているところであります。

愛知県に確認いたしました。現在のところ今回の法改正では、特定入所者介護サービス費、いわゆる補足給付でございますが、を縮小するとの情報は聞いておりません。

従いまして、今後も法令に沿って事業推進をしてまいります。

以上であります。

梶田稔議員の再質問・答弁

梶田稔議員質問：若干の点、順次、再質問いたします。

1項目目ですけれども、まだ運営協議会で協議が始まったばかりということで、それぞれ結論らしいものは出ていないということでありまして、私が聴く印象としては、前向きに検討するというふうには受け止めさせていただきまして、ぜひ、前向きに検討していただきたいと思うわけです。

それで、具体的に第五段階以上を多段階にして、所得金額1000万円以上とするなど検討して欲しいというふうに、少し具体的に提案をさせていただいているわけですが、町長は応能負担の原則から検討に値するというご答弁ですので、この段階をいくつにするか、最高所得額を1000万円以上にするのか、1500万円以上にするのかという、そういう金額的な具体的なことは今後検討して頂くとしても、これは、既に実施している津島市の事例を紹介させて頂いたものであります。それを基にして、いま事務当局で試算をしている第五期の保険料の事務レベルでの試算が出ておりましたら、まだ不確定・未確定という要素のものであることはもちろん承知の上ですけれども、お示し頂きたいと思っております。

国では、厚生労働省の部会の試算では5000円とも5200円とも新聞報道されているのはご承知のとおりでありますので、一定の試算が可能ではないかというふうに思いますので、出ておりましたら紹介して下さい。

鈴木政司福祉課長答弁：現段階では、全体のサービス量をまだ試算する段階で、保険料につきましては、まだ行っておりません。

以上でございます。

小坂延夫厚生部長答弁：若干、補足をさせていただきたいと思っておりますが、段階につきましては、ご承知のように、国の方の方針でいわゆる五段階以上のいわゆる所得の高い方については、なだらかにしましょうというのがありまして、あと、いわゆる低所得者層についても、考える必要があるという、いろんな部会等の議論も含めてあります。

また、先ほど申し上げたように、下の段階、3段階以下については確定という状況報告はいただいておりますので、それも含めて今後の検討材料になるのかなと考えております。

梶田稔議員質問：因みに、私が最初の質問で紹介した多段階・所得金額1000万円以上の津島市の事例をとということで紹介させて頂きましたけれども、最低の第一段階が比率で0.4です。10段階に津島市はしておりますけれども、最高の10段階が2.25ということになっておりまして、町長の言われ

る応能負担の原則が反映された段階と料金体系になっておりますので、ぜひ、このような実例も参照して頂いて、低所得者対策に配慮した料金体系を、ぜひ検討して頂きたいということを、重ねて要望しておきたいと思えます。

2項目目の地域密着型サービス、創設されるサービスですけれども、これ以下、6項目目まで、答弁があったように、まだ政府から厚生労働省から具体的な通知・通達や基準めいたものが示されていないということでもあります。

毎回のことですけれども、来年の4月1日実施、それまでにサービス量や介護保険料そのものも計算をして、住民にこうなりますということで意見を聴取して、最終的に仕上げる、あるいは議会に議決を得るという段取りを考えれば、今の時点で具体的な指標・資料が厚労省の方から示されないということは、本当に心外であるし論外だというふうに思えますけれども、現実そうなっているという以上はやむを得ない、どうしようもないということは理解せざるを得ないですね。

願わくば、もっとスピーディに、具体的に市町村が実務を滞らせずに、いろんな試算・計算ができる、あるいは介護のメニューを含めて全体の給付量が算出できる手立てを取ってもらいたいというふうに思うわけです。

最後に、一括してというような意味も含めて、6項目目の締めくくりのところで、国へもその旨要請してもらいたいということを付け加えておいたわけですが、これは第6項目について触れましたけれども、全体に第五期介護事業を具体化するに当たって、本当に痛切に思うんですね。恐らく、担当者もそう思っているんじゃないかと思うんですが、その点について一度お考えをお聞かせ下さい。

小坂延夫厚生部長答弁：こういう場を通じまして、梶田議員のご指摘をいただいたことにつきましても、私どもは非常にある意味感じている部分もございますが、但し、これは国民全体で支える介護保険制度でありますので、国民のみなさんが納得をして頂いて、理解をして頂いて、それでもって法律に定められた形で粛々と対応していくということでございますので、いろんな部会でいろんな意見があることは承知しておりますが、最終的に収斂していく形を受けて、国の制度に則って対応していきたいというふうに考えておるわけでありませぬ。

以上であります。

梶田稔議員質問：2項目目のことで、それから3項目目も含めてですけれども、部長は、福祉圏域を武豊町の場合は、こぢんまりした25k㎡余りのこういう地勢の町なんで、圏域を一つにして事業を進めてきたし、これからも進める

というお話があって、町南部に地域包括支援センターをもう一つ設けることは、いま考えていないというご答弁ですが、介護部会の報告では、基本的な圏域は中学校区単位だということを、非常にはっきりとした形で指摘しておるわけですね。

これは、ぜひ、俎板に載せて検討して欲しいということと、それから訪問介護看護の地域密着型サービスも第4項目目の総合事業についても、公募型で公募して設置するという方針が提案されているわけですが、町内を一つの介護圏域ということになりますと、事業者は一つということになります。一事業者ということになりますね。そうしますと、被保険者、要支援者、要介護者が、その事業者を否応なしに、武豊で介護保険を利用しようと思えば利用せざるを得ない。選択の幅がゼロになってしまう。その事業者しか利用できないというふうに限定的になりますね。

ですから、介護に質も量もその事業者の言うがままという弊害が予想されるんですけれども、そういう選択のアローワンスというんですか、幅を確保するためにも、複数の事業者が競争関係があって、競争関係を伴って事業を展開すると、そして、被介護者・被保険者はその事業者の競争の中でよりよい事業者を選択するという余地は残すべきだと思うんですけれども、お考えはいかがですか。

小坂延夫厚生部長答弁：まず1点目の支援センターの中学校区の関係、確かにそういうふうに明記されておりますが、梶田議員十分ご承知のことと思いますが、全国的な提案でございまして、例えば、ものすごく広い市町村で広い中学校区というの、全国的にはあるわけでありまして、私ども、この原則中学校区ということプラスしまして、概ね30分移動で30分程度で移動できるというダブルの提案がされているわけですが、30分で車でということだと思いますけれども、武豊町内、十分30分以内で移動できるというふうに考えております。

ただそれと、いまのところと申し上げましたのは、将来いろんな課題が出て来たときのことまでは担保していないという意味で、いまのところというふうに申し上げたわけでありまして。

それと、いわゆる公募型の一事業者につきましては、担当課長の方から答弁させていただきます。

鈴木政司福祉課長答弁：事業者につきましては、その圏域で一つという考えは、いまのところ持っていないんですけれども、介護予防事業のプランの作成とかいうものにつきましては、包括支援センターの地域圏で一箇所というふう

には承っておりますけれども、事業者については競争原理が働くというふうに考えております。

以上でございます。

梶田稔議員質問：ぜひ、実際の運用の面で、被介護者や被保険者が選択できるという余地を大いに広げて、選択の可能性を保障していただきたいということを申し添えておきたいと思えます。

第4項の総合事業ですけれども、これも政府の提案の考え方は、できるだけ介護のいろんな仕事は地域へ渡して、自分の責任を市町村に丸投げしていくという一環というふうに批判の声があるわけですが、この事業がそのように市町村へ丸投げされてきた場合に、それぞれの自治体の保険者・責任者は町長ですけれども、町当局の裁量によって保険の量も質も決定されるということは避けられないですね。

そういう点で、実際の運用としては、必要な介護の軽度者の保険外し、介護からの除外という弊害が出てくるんじゃないかという危惧を、関係者多くの方が心配をしているわけですが、そういう意味で総合事業の導入に当たっては慎重を期してほしいということを申し上げたわけですが、この総合事業を導入するかしないかも含めて、いまの段階で見解があれば聞かせて下さい。

小坂延夫厚生部長答弁：ご答弁させていただきましたように、慎重に調査・研究をし、適切な対応をしてみたいと申し上げましたが、そのとおりであります。

梶田稔議員質問：ぜひ、そのように慎重に検討してもらいたい。これは、法律がそうなったから、即実行ということにならないように、できれば導入しないでもらいたいという要望を申し添えておきたいというふうに思えます。

それから、次の第二問の時間を確保しておきたいんで、まだこれからの具体化ということですから、最初の質問で申し上げたとおり、例えば、第6項目で食費・居住費の軽減措置を縮小しないでほしい。

これは、答弁があったように、今回の法改正からは見送られていることは、私も承知しておるんですが、ただ多床型の3人・4人という相部屋特養ですね、そういうところの居住費を取ると、徴収するとそれを値上げするという余地は、法律としては見送られたけれども、余地は残されているということで、関係者の心配の種になっているわけですので、そういうことのないように配慮してほしいということも、要望として付け加えておきたいと思えます。

以上で、第一の質問は切り上げて、次の質問に移りたいと思えます。

第2の質問は、住民の生活を尊重した徴税事務をすすめる問題についてであります。

過日の行政報告会で、知多5市5町の滞納整理のために滞納整理機構を設置し徴税業務をすすめると報告があり、既に業務が進行しています。徴税事務の一部を滞納整理機構に移管した訳ですが、滞納整理機構の徴税事務のあり方が各地で物議を醸しています。

住民の生活・営業の実態を考慮しない強権的な徴税がすすめられ、納税者との間でトラブルと不信が広がっています。

長引く不況と収入減の中で、住民の暮らしと営業はかつてなく厳しさを増し、税金を「払わない」のではなくて、「払いたくても払えない」実態が住民の生活と営業に襲いかかっています。

日本国憲法は、税は負担能力に応じて払うものだとする応能負担原則を要請しております。

また、国民健康保険法や地方税法には、滞納処分についての規定があります。地方税法第15条の7第1項各号の要件を充足する事実があれば、地方公共団体の長は滞納処分の執行を停止しなければなりません。滞納処分の執行停止処分をしないで、安易に「滞納整理機構」に取り立てを依頼することは、地方公共団体の長の不作為（怠慢）の違法となります。

滞納処分の執行停止の請求権は、生存権にもとづく納税者の権利であり、滞納処分の執行停止は税務署長、地方公共団体の長の義務であります。

通告質問に関連して提供された資料によれば、債権差し押さえとして「預金」が15件含まれていますが、「生活存続用預金」の差し押さえは生存権の侵害に外なりません。庶民が生活資金として使用する預金、即ち「生活存続用預金」は、それを使用して人間が生存するために欠かせない財産権（憲法29条）であります。安易に「預金」の差し押さえをすべきでないことは言うまでもありません。

また、一定の滞納者が所有する居住や事業に利用している土地建物は、滞納処分の対象外であります。

そもそも土地建物は、人間の生存の基礎であり、生存権を保障するためには、土地建物の権利も保障しなければなりません。

納税の義務の履行を求める場合にも、国民の生存権を侵害することのないように配慮すべきことは言を俟ちません。

このような諸点を前提として、具体的な数点について質問いたします。

まずはじめに、国税徴収法にも地方税法にも、また町税条例にも、どこにも徴税のために「滞納整理機構を設置する」という文言は見当たりません。滞納整理機構設置の法的根拠はどこにありますか。

次に、住民の納税額という重大な個人情報、武豊町職員以外に明らかにされることに問題有りと言わざるを得ません。

あくまで徴税は、町の責任で行うべきであり、町税条例第2条には、「(1) 徴税吏員 町長又はその委任を受けた町職員をいう。」と規定しており、辞令を交付すれば誰でも良いとは規定していません。滞納整理機構への町税事務の移管は、明らかに町税条例違反と言わざるを得ませんが、見解を伺いたい。

次に、滞納整理機構に対して徴税業務を8月末現在、99件委託したとのことですが、その選定の根拠と内容はどのようなものですか。

第4に、徴税・滞納整理に当たっては、前段でも触れたように、住民の生活と営業の実態を踏まえて、配慮ある対応が求められますが、どのように対処していますか。

第5に、一括納税の困難な納税者に対して、強権的な手法を排して、分割納税とか徴収猶予などの柔軟な対応をすべきだと考えますが、併せて見解を伺いたい。

高須直良総務部長答弁： 順次、お答えをいたします。

まず1点目の、滞納整理機構設置の法的根拠はどこにあるかであります。

滞納整理機構は、法令の規定に基づくものではなく、要綱や協定書等により県と参加市町の任意の協力組織として設置するものであり、今年度から愛知県内を6ブロックに分けて組織されております。

自治体が共同で設置する組織の内、例えば、一部事務組合は地方自治法の規定により設置されておりますので、法人格があり、一つの地方自治体として徴収権や滞納処分を行うことが可能であります。

一方、滞納整理機構は、法令に根拠を持たず法人格がないため、組織名での徴収や滞納処分はできませんが、参加自治体が連携して、個人住民税をはじめとした市町村税の滞納整理を行うものであります。

次に、2点目の住民の納税額という重大な個人情報、武豊町職員以外に明らかにされることに問題有り、徴税は町の責任で行うべきで、機構への事務の移管は、町税条例違反と言わざるを得ないが、見解をとという点であります。

議員ご指摘の税の徴収業務は、基本的にそれぞれの自治体が自主的な徴収努力によって実施するものでありますが、所得税から住民税への税源移譲により個人住民税の収入未済額が大幅に増加しているという実態があります。

近年の景気低迷の影響を受け、自治体の財政基盤が悪化している今、自主財源である地方税の確実な確保が、自治体共通の喫緊の課題となっていることから、県と市町村との共同による機構を設立したものでございまして、町税条例

に違反するものとは考えておりません。

また、重大な個人情報、武豊町職員以外に明らかにされることに問題有りとのことご指摘ですが、機構で滞納整理業務に従事する県職員及び市町の税務職員は、知事と市町村長と締結した協定書により、機構を構成する全ての自治体の職員の身分を併せ持ち、また、徴税吏員の発令を受けております。

守秘義務を含め、職務の遂行においては、武豊町の職員と変わるところはありませんので、個人情報の共有、納税折衝、滞納処分を行うことに問題はないと考えております。

次に、3点目の滞納整理機構に対して、徴収業務を99件委託したとのことだが、その選定の根拠と内容はどのようなものか、であります。

滞納整理機構に移管した99件の選定に当たっては、個人住民税の滞納があり、他の市町村税と合わせた滞納額の本税が概ね30万円以上で、担税力がありながら納税意識の希薄な滞納者及び徴収困難と認められる滞納者を対象としております。

選定者には、滞納整理機構へ引継予告書兼納付催告書を送付し、滞納整理機構の周知、自主納付していただく機会を設けておまして、納税や連絡がない滞納者について徴取引継書により、滞納整理機構へ移管しております。

移管した99件の内訳は、分納不履行者72件、催告しても全く連絡がないもの21件、差押え後納付が無いもの6件となっております。

次に、4点目、徴税・滞納整理に当たっては、住民の生活と営業の実態を踏まえて配慮ある対応が求められるが、どのように対処しているか、であります。

移管された滞納者には、滞納整理機構から引き渡し元の市町名で徴取引受通知書兼納付催告書を送付し、自主納税または相談の機会を設けております。

また、徴収に当たっては、滞納者と面談をして、できる限り生活状況の把握に努めることが大切であると考えており、そのように務めております。

担税力がありながら、面談にも応じない滞納者につきましては、財産調査の上、差押え処分を行いますが、差押えをするかどうかは、それぞれの市町の判断となりますので、派遣職員と緊密な連絡を取り、適切な処分を行っているところであります。

5点目の、一括納税の困難な納税者に対して、強権的な手法を排して、分割納税とか徴収猶予などの柔軟な対応をすべきだと考えるが見解を、についてであります。

滞納整理機構の滞納整理に関する基本方針につきましては、平成23年3月議会でもご答弁しましたように、差押えを前提とした納税折衝、少額分納には応じない、集金徴収は行わない、延滞金の確実な徴収、適正な時効管理、適正な執行停止としておりますので、移管された全ての案件について、財産を差押え、

公売等を行うものではなく、自主納付を認めております。

また、一括納税が困難な納税者に対しましては、それぞれの事情に応じて、分割納税にも応じておりますし、徴収猶予についても、地方税法の規定に従って公平かつ適正に行うことにしております。

以上であります。

梶田稔議員質問：まず1点目のところで、部長は県内を6ブロックに分割してそれぞれ機構が設けられたと、この機構は、法律に基づくものではないと、要綱に基づいて設置したと。

これは、私は非常に重大な発言というのか答弁でありまして、時と場合によっては人の命にも関わる、あるいは人の暮らしそのもの、業者で言えば営業そのものに直接関わるような重大な徴税業務です。

それを、法律に基づかずに、要綱に基づいて設置をするということ自身が、これは本当に許しがたい暴挙だと言わざるを得ません。

それで、ここに全国商工新聞の6月20日付の新聞がありますけれども、愛知県の愛知県商工団体連合会が5月25日に県税務課と懇談をして機構についての懇談を行っておりますけれども、私ども共産党の知多地方議員団も、去る8月10日に半田税務署で機構の担当者と懇談する機会を設けました。

それで、その対応に出た2人の県職員ですけれども、これはもうここで申し上げるのがちょっと憚られるような、横柄極まりない態度でありまして、これはもう地方公務員、職員として、こんなことが許されるのかと言わざるを得ないような対応であります。

前の国会では、ある大臣が被災地の知事に対して暴言を吐いたということで罷免になっておりますけれども、私はあの県職員の、派遣された機構の職員の態度・言動を見て、これはいま部長が縷縷答弁された法令に基づいて配慮ある対応、分納もそれから自主的な納税の促進ということもあり得るよということは、これは当然なことありますのでそうしてほしいわけですが、整理機構の対応を見ると、物議を醸していると言いましたけれども、そういう誠実な本当に説得的な対応じゃないんです。まさしく強権的な対応をしているから問題になっているんですね。

ですから、私は、ぜひ、町職員も派遣しているわけですから、その派遣した町職員からも状況・実態を、ぜひ、聴取してもらいたい。そして、この機構の設立趣旨から見ますと、納税事務・徴税技術の向上を図ることを目的としているというふうに言っておりますけれども、部長も答弁したように、徴税事務の責任は町にあり、最終的な責任は町長にあるということも答弁されました。

他人の権を借りて相撲を取るような、こんなことをしなければ、武豊町とい

うのはそういう能力、技術も資質もないんですか。私は、それは機構の禪を借りる必要はないんで、あくまで町税条例の規定どおりに町長と町職員で、責任持って徴税事務を進めるべきだというふうに思いますけれども、改めて見解を伺います。

高須直良総務部長答弁：議員が仰るとおりで、私も、特に武豊町の職員の能力が無いとか、そういったことは決して思っておりません。

しかしながら、現実にはですね、地方税、個人住民税をはじめとする地方税の滞納については、こういった状況もあって、社会・経済情勢ですね、それもあって、滞納が増加をしておると、その中でやはり私どもも当然徴収率の向上に努めていかなければなりませんので、各市町と任意の組織を作って努力することでさらに効果があると、そういう判断を基に機構の設立に参加をして、実際に活動をしている、そういうことでございます。

梶田稔議員質問：もう一つは、第3項でしたか、99件委託した、その根拠と内容というのを説明をいただきましたけれども、担税力があるにも拘わらず納税意識が薄いと、滞納額総額が概ね30万円を超えた事案を移管しているということですが、いただいた資料の73番・75番を見てください。

この平成22年度所得状況の欄はゼロ、所得ゼロですよ。確かに、備考欄のところには、反応なし、分納不履行と書いてありますけれども、この所得ゼロのひとが担税力ありと判断したのは、どういう訳ですか。

平野幸夫収納課長答弁：選定につきましては、所得も当然そうなんですけども、所得につきましては、当然、年度で、例えばこの方については、前年度所得があるというふうになっておるわけなんですけども、一応、機構の30万円以上ということで、機構へ引き渡したときに、当然、現時点、例え昨年所得がありましても、現時点でゼロ、無職等であれば、機構の方で徴収猶予もしくはそういう手当になると思いますので、今回ゼロの方についても、機構の方で対応していただいて、それが現在無職、病気等で仕事ができない状態であれば、もしか執行停止もしくは徴収猶予というコメントをいただいて、こちらへ返還となります。

梶田稔議員質問：これは、収納課長に申し上げるのは、これはもう町長にも直接申し上げるべきことだとは思うんですけれども、担当者の個人的な責任ではないと思うんですけれども、町税条例にも、あるいは国税徴収法や地方税法の条項の中にも明確に徴収猶予の規定が5項目に亘って述べられていて、所得

の無いものは猶予するという条項が明確にあるんですね。

しかも、法改正の趣旨から言いますと、前年度から所得が30%以上減収となった納税者には配慮する条項があるでしょう。

そういうところから見て、もう自分の判断で、これは猶予すべきという、担当者は分かっておりながら、改めて整理機構へ移管してコメントをいただきたいという措置を何故採るのか、そんな馬鹿な話ないでしょう。自分でやるべきことを、措置すべきことが明確な事案を、わざわざ敢えて私は言いますけれども、整理機構へ移管すると、これは全く許せない措置です。

ことほど左様に、これは99件全てとはもちろん申し上げません、中には選定基準に言われたような事例があるかも知れませんが、時間がありませんで答弁だけ求めておきますけれども、この資料の中には、差押えの中に国保喪失というのがあります、2件。

これは、どういうことですか。もし、この文字通りで言えば、本当に住民の命に関わる措置ですけれども、どういう内容ですか。

平野幸夫収納課長答弁：国保喪失につきましては、機構の方へ行きまして、ご本人さんと面談、いろいろした時に、社会保険に加入していたという期間がありまして、それについてはその部分を国保喪失というふうで、税額の方を調定を減額というふうになっております。

以 上